

①国名	ガンビア共和国 Republic of The Gambia (GM)				
②名称	Ministry of Justice /Registrar General' s Department				
③所在地	Private Mail Bag, Marina Parade, Banjul				
④連絡先	(電話) (220) 4228450 (FAX) (220) 225 352 (E-mail) info@moj.gov.gm (internet) www.moj.gov.gm				
⑤組織の長	Registrar, Trademarks and Patents : Mr. Abdoulie Colley				
⑥沿革	<p>(1) 1886年英国領とフランス領セネガルとの国境が画定し、英国領ガンビアが成立した。</p> <p>(2) 1916年商標法、1925年英国特許登録法及び1936年英国意匠保護法が施行された。</p> <p>(3) 1965年英連邦王国を構成する独立国となり、1970年に英連邦ガンビア共和国が成立した。なお、2013年には英連邦から脱退している。</p> <p>(4) 1989年産業財産法(1989年法律第12号)は、1989年に承認、制定された。施行は2007年4月2日である。産業財産法の施行に伴い、上記(2)の諸法は廃止された。</p> <p>(5) WIPOに寄託された憲法は2017年12月21日に国民議会で改正・承認された統合版であり、知的財産に関する規定はないが、第22条に公共の利益に伴う規制以外の私有財産の保護が規定されている。</p>				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1980/12/10	1993/3/7			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1992/1/21			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2015/12/18	1997/12/9		
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
			1996/10/23		

①国名	ガンビア共和国 Republic of The Gambia (GM)					
①統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	66	91	88	
		(内 外国出願)	66	91	88	
		(内 日本から)				
		(内 PCT ルート)	66	91	88	
	実用新案	全数	1			
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	1	10	6	32
		(内 外国出願)	1	10	6	
		(内 日本から)				
	商標	全数	1,073	949	1,023	996
		(内 外国出願)	951	842	907	870
		(内 日本から)	11	12	12	8
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	30	54	45	
		(内 外国出願)	30	54	45	
		(内 日本から)				
		(内 PCT ルート)				
	実用新案	全数	1			
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	1	10	6	32
		(内 外国出願)		10	6	
		(内 日本から)				
商標	全数	943	773	812	600	
	(内 外国出願)	884	718	754	600	
	(内 日本から)	16	11	13	12	
出典：WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

(情報を得られませんでした)

①国名	<p style="text-align: center;">ガンビア共和国 Republic of The Gambia (GM)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2007年4月2日施行(Cap. 95:03 産業財産法)
	③地理的効力の範囲	ガンビア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、特許協力条約 (PCT) 締約国、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。特段の契約がなければ、雇用契約下の発明は雇用主に帰属する。(産業財産法第5条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガンビアに非居住の出願人は、ガンビア在住の代理人を選任しなければならない。(産業財産法第38条)
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日又は優先日から15年。特許をガンビアで輸入以外の実施又は不実施の正当な理由を請求し、拒絶されなければ、5年間延長される。(最長20年)。(産業財産法第13条)
	⑨新規性の判断基準	国内公知、内外国刊行物 (産業財産法第4条2(a))
	⑩グレース・リフト	有。出願日(優先日)より6月以前の下記開示は新規性を喪失しない。 (1) 出願人又は承継人が認めた開示。 (2) 出願人又は承継人に対する第三者の不正行為を理由として又はその結果としての開示。(産業財産法第4条(c))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論、数学的方法 (2) 動物又は植物の品種又は生産のための本質的に生物学的な方法。ただし微生物学的方法及びその方法による生成物は除く。 (3) 事業を行うため、純精神的な行為をなすため又はゲームをするための方法、理論及び規則 (4) 人体又は動物の治療方法及び診断方法。これらの方法に用いられる製品は除く。 (以上、産業財産法第3条(3)) (5) 公序良俗に反する発明(産業財産法第4条(5))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (産業財産法第10条(4))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度及び早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、出願は登録後、公告(公開)される。 (産業財産法第11条(2))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係者は特許の無効を裁判所に提訴することができる。(産業財産法第15条)

①国名	<p style="text-align: center;">ガンビア共和国 Republic of The Gambia (GM)</p>	
特許制度	⑱実施義務	有。出願後4年又は登録後3年経過後の不実施は、強制ライセンスの対象となる。(産業財産法第14条(1))
	⑲費用 単位 GMD (ガンビア・ダラシ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用] 2025年1月29日庁HP 出願料：500 GMD 登録料：(情報を得られませんでした) [特許権維持に掛かる費用] 年金：(情報を得られませんでした)</p>
	⑳料金減免措置の有無	(情報を得られませんでした)
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	(情報を得られませんでした)

①国名	<p style="text-align: center;">ガンビア共和国 Republic of The Gambia (GM)</p>	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2007年4月2日施行(Cap. 95:03 産業財産法)第17条に特許の規定を準用する旨が記載されている。以下に第17条については言及していない。
	③地理的効力の範囲	ガンビア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、特許協力条約 (PCT) 締約国、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。特段の契約がなければ、雇用契約下の発明は雇用主に帰属する。(産業財産法第5条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガンビアに非居住の出願人は、ガンビア在住の代理人を選任しなければならない。(産業財産法第38条)
	⑦出願言語	英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から7年。延長不可。(産業財産法第17条(3)(a))
	⑨新規性の判断基準	国内公知、内外国刊行物(産業財産法第4条2(a))
	⑩グレース・リフト	有。出願日(優先日)より6月以前の下記開示は新規性を喪失しない。 (1) 出願人又は承継人が認めた開示。 (2) 出願人又は承継人に対する第三者の不正行為を理由として又はその結果としての開示。(産業財産法第4条(c))
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学理論、数学的方法 (2) 動物又は植物の品種又は生産のための本質的に生物学的な方法。ただし微生物学的方法及びその方法による生成物は除く。 (3) 事業を行うため、純精神的な行為をなすため又はゲームをするための方法、理論及び規則 (4) 人体又は動物の治療方法及び診断方法。これらの方法に用いられる製品は除く。 (以上、産業財産法第3条(3)) (5) 公序良俗に反する発明(産業財産法第4条(5))
	⑫実体審査の有無	有。 (産業財産法第10条(4))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、出願は登録後、公告(公開)される。(産業財産法第11条(2))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係者は実用新案証の無効を裁判所に提訴することができる。(産業財産法第17条(3)(b))

①国名	<p style="text-align: center;">ガンビア共和国 Republic of The Gambia (GM)</p>	
実用新案 制度	⑱実施義務	有。出願後 4 年又は登録後 3 年経過後の不実施は、強制ライセンスの対象となる。(産業財産法第 14 条(1))
	⑲費用 単位 GMD (ガンビア・ダラシ)	[出願から登録までに掛かる費用] 2025 年 1 月 29 日庁 HP 出願料：2,500 GMD 登録料：(情報を得られませんでした)
	⑳料金減免措置の有無	(情報を得られませんでした)
	㉑PCT における国内料 金減額措置の有無	(情報を得られませんでした)

①国名	<p style="text-align: center;">ガンビア共和国 Republic of The Gambia (GM)</p>	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2007年4月2日施行(Cap. 95:03 産業財産法)
	③地理的効力の範囲	ガンビア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、特許協力条約 (PCT) 締約国、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人。特段の契約がなければ、雇用契約下の意匠は雇用主に帰属する。(産業財産法第5条、第21条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガンビアに住所又は主な事業所を有しない出願人はガンビアの代理人を選任しなければならない。(産業財産法第38条)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年の延長を2回することが出来る(最長15年)(産業財産法第24条(5))
	⑨新規性の判断基準	内国公知、内国刊行物(産業財産法第20条(2))
	⑩グレース・ピリオド	無。
	⑪不登録対象	(1) 技術的成果のみによる意匠(産業財産法第19条(2)) (2) 公序良俗に反する意匠(産業財産法第20条(3))
	⑫実体審査の有無	有。(産業財産法第23条(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度 ・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。(産業財産法第19条(1))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	無。
	⑲出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、登録後、意匠が公告(公開)される。(産業財産法第23条(4))
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係者は裁判所に意匠の無効を提訴することができる。(産業財産法第23条(4))
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 GMD (ガンビア・ダラシ)	[出願から登録までに掛かる費用] 2025年1月29日庁HP 出願料: 3,125 GMD 登録料: (情報を得られませんでした) [意匠権維持に掛かる費用] 年金: (情報を得られませんでした)
	㉕料金減免措置の有無	(情報を得られませんでした)
	備考	ARIPOによって登録され、ガンビアを指定する意匠はガンビアの国内意匠と同一の効果を有する。(産業財産法第24条(6))

①国名	<p style="text-align: center;">ガンビア共和国 Republic of The Gambia (GM)</p>	
商標制度	②最新特許法の施行年月日	2007年4月2日施行(Cap. 95:03 産業財産法)
	③地理的効力の範囲	ガンビア国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、マドリッドプロトコール締約国、バンジュール議定書締約国
	⑤商標法の保護対象	商品商標、役務商標、団体商標、商号(産業財産法第 26 条)
	⑥商標の種類	例示はないが、商品・役務を識別できる視覚可能な標識。(産業財産法第 26 条)
	⑦出願人資格	商標を使用又は使用許諾することを宣誓する者(産業財産法第 28 条(2)(a))
	⑧権利付与の原則	折衷。先使用者は商標権者に使用同意を求めることができ、商標権者は裁判所に提訴する権利を有する。(産業財産法第 31 条(1)(2))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ガンビアに住所又は主な事業所を有しない出願人はガンビアの代理人を選任しなければならない。(産業財産法第 38 条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年ごとに更新できる(産業財産法第 31 条(4))
	⑬グレース・ピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 識別性のない標章 (2) 公序良俗に反する標章 (3) 商品又は役務について原産地、性質等を誤認させる標章 (4) 国家、政府間組織等の名称、標章、略称、紋章、署名等の要素と同一又は類似する標章 (5) 先に登録された商標と同一又は類似し誤認混同をもたらす標章 (産業財産法第 27 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。ガンビアで周知の商標又は商号と商品・役務が同一又は類似し、標識が同一、類似又は翻訳された標章は不登録対象。(産業財産法第 27 条(e))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。(産業財産法第 28 条(1))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。実体審査を行う(産業財産法第 27 条(2)、第 29 条(1)(b))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度 ・早期審査制度の有無	無。

①国名	<p style="text-align: center;">ガンビア共和国 Republic of The Gambia (GM)</p>		
商標制度	②出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、実体審査後、商標が公告される。(産業財産法第 29 条(2) (a))	
	②異議申立制度の有無	有。何人も公告後 3 月以内 (9 月以内に延長可) に異議申立することができる。(産業財産法第 29 条(2) (b))	
	③無効審判制度の有無	無。ただし、真正な使用意図なく登録され、実際に関連分野で需要者が存在しないことを理由に、裁判所に抹消を提訴することができる。(産業財産法第 32 条(a))	
	④不使用取消制度の有無	有。継続して 5 年以上の不使用を理由に、取消を裁判所に提訴することができる。(産業財産法第 32 条(b))	
	⑤商標分類	国際分類を採用している。(ニース協定には非加盟)	
	⑥図形要素の分類	無。	
	⑦譲渡要件	無。ただし、品質、起源、製造方法、特徴又は適合性に関して誤認混同が生じる場合は移転が許可されない。(産業財産法第 37 条(4))	
	⑧費用 単位 GMD (ガンビア・ダラシ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用] 2025 年 1 月 29 日庁 HP 基本出願料 : 2,500 GMD 追加出願料 : 1,250 GMD/区分 公告料 : 1,250 GMD</p> <p>[商標権維持に掛かる費用] 2025 年 1 月 29 日庁 HP 更新料 : 3,125 GMD</p>	
	⑨料金減免措置の有無	(情報を得られませんでした)	